

**平成30年第5回
土岐市教育委員会定例会会議録**

平成30年第4回土岐市教育委員会定例会議事日程（要点筆記）

平成30年5月23日（水曜日）午後2時50分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 平成30年第4回土岐市教育委員会定例会議録の承認
- 日程第3 議第18号 土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第4 議第19号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 土岐市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領の一部を
改正する訓令について
- 日程第5 報第3号 土岐市嘱託員の委嘱について
- 日程第6 教育長報告

本日の出席者

教	育	長	山	田	恭	正	君
委		員	齋	木	寛	治	君
委		員	大	橋		廣	君
委		員	伊	藤	知	恵子	君
委		員	加	藤		悟	君

説明のため出席した者

事務局長	可	知	路	博	君	
教育次長兼学校教育課長	橋	本	勇	治	君	
庶務課長	太	田		弘	君	
生涯学習課長	奥	田	勝	利	君	
文化振興課長	加	藤	真	司	君	
スポーツ振興課長	小	野	恭	裕	君	
給食センター次長	林		孝	子	君	
図書館長	林		順	一	君	
子育て支援課長	伊	佐	治	良	典	君
文化振興事業団事務局長	若	尾	文	臣	君	

- ・ 会議の傍聴人 なし
- ・ 会議に遅参した者 なし
- ・ 会議の公開、非公開の状況 公開
- ・ 教育長報告 あり

場所 文化プラザ 特別会議室

会議録作成者

庶務課長	太	田	弘	君
------	---	---	---	---

開会 午後2時50分

山田教育長

只今より平成30年第5回土岐市教育委員会定例会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により教育長において、齋木寛治君を指名いたします。

次に、日程第2 平成30年第4回土岐市教育委員会定例会会議録の承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

山田教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 議第18号 土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例について。

本件について、事務局の説明を求めます。

小野スポーツ振興課長

《資料にて説明》

山田教育長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

伊藤委員

今回建設するところには以前から弓道場があったのですか。

あったのなら、前の弓道場の管理をする条例などは無かったのでしょうか。

小野スポーツ振興課長

今回建設する場所に弓道場はございませんでした。以前は、西部体育館があった敷地内にあり、条例等もございませんでした。

条例等が無かった理由でございます。前の弓道場は昭和52年に建設されました。当時、都市スポーツ大会（現在：県民スポーツ大会）が土岐市で開催されることとなり急遽建設されることになりました。当時の弓道場は射場と的場だけの簡素なもので、西部体育館の附属物的な位置付けであったため条例等は制定されませんでした。

施設管理は、大会後も地元の弓道協会より継続利用したいとの意向を聞いておりましたので、協会の自費で修繕管理がされてきました。

伊藤委員

先ほど利用料金は他の施設を比較検討したと言われたが、土岐市が経営している弓道場は他にもありますか。

小野スポーツ振興課長

土岐市が経営している弓道場はここだけです。

同規模のスポーツ施設として土岐津町のスポーツセンターの料金を参考にしました。

伊藤委員

利用に際し、土岐市民や在勤の方と市外の方との間で利用料金等に差をつけることは考えませんでしたか。

小野スポーツ振興課長

体育施設に関しましては利用料金の差をつけておりません。ただ、施設予約に際し、市民と市外の方では市民の予約が有利になるよう差を設けております。

伊藤委員

新設される弓道場は、市民の利用はもとより市外の利用者も増加する見込みですか。

小野スポーツ振興課長

弓道場建設のきっかけは、西部こども園建設に伴う現施設の取り壊しによる建て替えです。東濃5市にはそれぞれ弓道場があることから劇的に利用者が増加するとは想定しておりません。

伊藤委員

市民の税金を投入し施設建設するなら、土岐市民に対しては料金面等で優遇する等の方策が利用者増加にも繋がると考えますので、そういったことをして下さるといいと思います。

山田教育長

近隣市のスポーツ施設で料金面の差をつけているところがありますか。

小野スポーツ振興課長

ございます。

山田教育長

スポーツ施設で市外の利用者と料金の差を設定している近隣市の調査と、土岐市内スポーツ施設の市外利用者の割合を調査してください。

可知事務局長

利用料については過去に協議されたことがあります。

スポーツ施設、社会教育施設と生活関連施設で区分けし、生活関連施設いわゆる火葬場、廃棄物に関するものについては市内、市外で差を設定する。

スポーツ施設、社会教育施設に関しては圏域の総合利用という観点から差を

つけない。この方針を過去から継続してまいりました。

伊藤委員

料金に差を設定するならスタート時が肝心と考えます。条例に詳細はなくとも料金設定に差をつけられる旨明記してほしいのですが。

可知事務局長

弓道場だけを対象にすることは困難となります。

弓道場料金については条例の中で範囲を示しております。その範囲内で差の設定は可能でしょうが、そもそも差をつけることにはまだ協議が必要と思います。

大橋委員

完成はいつですか。

小野スポーツ振興課長

平成31年1月4日に供用開始予定としております。

大橋委員

指定管理者はこれから決定ですか。

小野スポーツ振興課長

これから決定予定ですが、従来の施設を弓道協会に任せておりましたのでその形を想定しております。

大橋委員

先ほどの利用料の件ですが、スポーツ振興の観点からしますと市内、市外で差をつけることは、好ましくないと感じます。利用料の差別化より、施設予約について市内の方がより優先的に予約できる期間が設定されているという程度がいいのではないかと感じます。

山田教育長

射撃場についてはどうですか。

小野スポーツ振興課長

他の施設と同様に料金の差はありません。

山田教育長

他の委員さんはどうお考えでしょうか。

加藤委員

市民の方が優先的に予約できる期間があるというのは大きな差別化になると考えます。

齋木委員

料金の差よりも使っていただける方が大事だと思います。

伊藤委員

今後、市民の利用状況の実態を見ながら他の施設と合わせ検討していただけたらと思います。

山田教育長

施設の利用者の状況は把握できていますか。

小野スポーツ振興課長

混雑する施設については把握しています。

山田教育長

データがありましたら次回以降に提示してください。

加藤委員

13条に教育委員会規則で定めるとありますが、定める内容は何ですか。

小野スポーツ振興課長

申請書の様式、開館時間等実務的な事項を定めます。

条例議決後、教育委員会で提案させていただきます。

山田教育長

他に、質疑・討論はございませんか。

なければ終結いたします。

続いて、採決を行います。

日程第3 議第18号 土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

山田教育長

ご異議がないようですので、議第18号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議第19号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

林図書館長

《資料にて説明》

山田教育長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

伊藤委員

要綱を要領に変更したことがこの改正の主なことだと思いますが、そもそもなぜ改正する必要があったのですか。

林図書館長

広告媒体の管理を行う所管課の明確化と、土岐市広告掲載要綱と土岐市広告掲載基準に示されていたそれぞれの基準の統一化を図ることを目的に土岐

市広告掲載取扱要領を定めたものであります。

伊藤委員

図書館において現状1件のようですが、この件数の過去からの推移はどうですか。

林図書館長

この制度は平成25年から始まっておりませんが、当初から1件であります。

大橋委員

増やそうという気はあるのですか。

スポンサーが増え雑誌が増えることはいいことだと思いますがどうでしょうか。

スポンサーになっていただけたところが無いということですか。

林図書館長

告知ができていないことも1つの原因と思います。

こちらから個別の企業に働きかけることはできないので、広報等で働きかけをしていこうと思います。

大橋委員

飲食店組合等いろいろな組合がありますので、そういったところに積極的に働きかけをして多様な情報発信ができるように工夫していただけるといいと思います。

伊藤委員

市として直接個別の事業所に働きかけは難しいとお話がありましたが、ならば商工会議所等に申し入れするなど行動されてはどうかと思いますし、また個人にもなっただけならば、広報で周知することも重要だと思います。

山田教育長

やるべき業務は、やれると好ましい事業より優先させることは当然です。

その判断は現場でしていただければよろしいかと思います。

図書館がどうするか判断を今後この場でお示ししていただければよろしいかと思います。

山田教育長

他に、質疑・討論はございませんか。

なければ終結いたします。

続いて、採決を行います。

日程第4 議第19号 専決処分報告及び承認については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

山田教育長

ご異議がないようですので、議第19号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 報第3号 土岐市嘱託員の委嘱についてを議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

太田庶務課長

《資料にて説明》

山田教育長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はございませんか。

無いようですので、日程第5 報第3号 土岐市嘱託員の委嘱についてはご承知おきください。

続いて日程第6 教育長報告をします。

山田教育長

《報告》

何か質問等ありますでしょうか。

伊藤委員

教育長訪問についてですが、委員の負担に気を使っただき全体会に出席する必要はないと言われました。参加したいと言えれば可能ですか。

山田教育長

全体会そのものを行わないのでよろしくお願いします。

伊藤委員

それでは、教育委員が現場の先生と直接会話できる場がまったく無くなってしまいます。

山田教育長

教育委員さんとしての立場で個別に校長を通して調整していただければよろしいかと思えます。

市の方針としては働き方改革も進めなければなりません。短縮できるものについてはできるだけしたいと思えますのでご理解願います。

伊藤委員

先ほどの働き方改革についてですが、先生が早くお帰りになれるのはいいことですが、お仕事をもち帰られる可能性があると思えます。その場合、家での仕事は時間外に入るのですか。

橋本教育次長

時間外に含みません。

伊藤委員

自宅に仕事を持ち帰らずに仕事が終わりますか。

橋本教育次長

各自のやり方によると思いますが、学校だけで終わらせることができないことがあるかもしれません。

山田教育長

他にはよろしいですか。

それではこれで教育長報告を終了します。

これで、本日の日程全部を終了しました。

これをもちまして、平成30年 第5回 土岐市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時45分